

学習主体としての個人と自由への着眼：
教育政策と教育学の潮流を巡って

枝元 益祐

学習者の主体性とその学習支援を前提として、図書館サービスの諸側面についての近接領域を毎回紹介しています。今回は、ドロシー・レナード (Dorothy A. Leonard) が提唱した「ディープスマート (Deep Smarts)」という概念に即しながら実践活動が持つ Informal 性に着眼しました。このことは、我々が日常生活の中で形成する知恵や知識などの総体として現れる経験知の一部であるディープスマートは、人間の内面の最も深い部分に根差しているものであるということです。そのため、そこへは厳格な手続きに則った定型教育としての Formal 性よりも、寧ろ、臨機応変で柔軟性に富む (それ故、定型的な力タチが存在しない) Informal な側面への着眼の必要性を強調するものでした。

同時に、ここ数回に渡り継続して、図書館での学習活動やレファレンスサービスなどでの経験を通じた学びの在り方や専門性形成などに関して言及してきましたが、1つの大きなトピックとしてまとめることができますので、今回から話題を変えたいと思います。

1984年に発足する臨時教育審議会というのがあります。これは内閣総理大臣の諮問機関ですが、80年代の日本全体の課題として教育に取り組む必要性があったことを意味します。その臨時教育審議会第1次答申 (1985年)の中に「個性重視の原則」として「個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則」として示されるこの「原則」は、教育の全分野を根底で貫く指針として「個人、社会、国家間のすべてに通ずる不易の理想である」と位置付けられています。

似たように個人や自由・自立の尊重の理念を更に大きく捉えたものには、第14次国民生活審議会 (1995年)で提出された『個人の自立と社会参加』という報告書があります。ここでは従来の社会構造を政府主導の経済社会システム、集権型の行政システム、企業中心社会として特徴付けており、それらが現在は「制度疲労を起し、個人生活に歪みをもたらす」に至ったと言及しています。

そこでこれらに対置されるのが「個人生活を重視する社会」であり、それは「生活の豊かさ」の実現だけではなく、高齢社会や地球環境問題への対応に於いても最重要視されるべきものであると強調されています。教育や福祉、国際貢献などの課題に対応するためには、「個人一人一人が経済、社会そして世界の問題を自分のこととして受けとめ、その解決、改善に参加、協力する姿勢が求められる」ことが必要であり、「社会を支える責任ある市民であるという市民意識や自己責任の確立」がその素地となるからです。

この報告書の中で上記を支えるものとして生涯学習政策の重要性が位置付けられています。その中では、学習情報サービスの提供が強調されており、「誰でも、いつでも、どこでも、学びたいことを自由に学ぶことができる」ような学習基盤があってこそ「自立した個人の自由な学び」に最大の価値が置かれています。

宮原誠一がその著書『教育の本質』(1949年)で示したように、「人間の物質的生活条件と人間の精神や性格とを切り離そうとする」観念論を批判し、社会的な生活そのものによる人間の形成を主張したことは、後に今日の教育課題に取り組んだ臨時教育審議会や国民生活審議会などの潮流と一致しているといえます。

宮原誠一が捉える個性の尊重としての主体化・人間化とは自由になることを前提としています。『経済と教育』(1950年)では、人間の本質は自由であること、そして歴史的・社会的に形成された環境の中で自由に生きることは、その法則性を認識し、意識的に働きかけることによって可能になるという論理が展開されています。

国立国会図書館の理念に「真理は我らを自由にする」というのがあります。自由になることによって何がもたらされるのか、そしてそのためには何が必要なのかを再確認させてくれる本質的な教育の流れの一端が示されています。

えだもと ますひろ (准教授・図書館学・教育学)